
「定款」等の一部改正について

日証協 平 20. 10. 27

本協会では、10 月 22 日の臨時総会において承認された、(1) 副会長の選任に関する規定の見直し、(2) 監事及び監事会の権限の明確化及び (3) 本協会の調達に関する規定の整備に係る「定款」の一部改正について、10 月 27 日付けで金融庁長官の認可を得た。

これに伴い、「定款の施行に関する規則」等についても、一部改正することとした。

本改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」等の一部改正について

平成 20 年 10 月 27 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

(1) 副会長の選任に関する規定の見直し

自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、定款の規定により、会長がこれらの一を兼ねる場合を除き、副会長となることとなっている。

このうち、自主規制会議議長は、投資者、発行体、法律家、経済学者、規制当局出身者、司法当局出身者、公認会計士、評論家、証券会社出身者等の幅広い範囲から、また、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、会員代表者のうちから選任されることとなっている。その中には、本人の立場上、本協会副会長への就任を望まない場合もあると考えられることから、同規定にただし書きとして、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる規定を追加するため、「定款」の一部を改正することとする。

(2) 監事及び監事会の権限の明確化

本協会の監事の独立性を高め、監事及び監事会の権限の明確化を図るため、「定款」及び「監事会規則」等の一部を改正することとする。

(3) 本協会の調達に関する規定の整備

本協会における調達について、調達の計画、実行及び契約完了の過程における適正性及び効率性を確保するために平成 20 年 6 月に新たに制定・施行した「理事会権限の総務委員会への一部委任について」（理事会決議）について、同理事会決議の趣旨に基づき定款等の一部を改正することとし、同理事会決議は廃止する。

2. 改正の骨子

(1) 副会長の選任に関する規定の見直し

現行、「自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び総務委員会委員長は、定款の規定により本協会副会長となる」とする規定について、改正後は、同規定に「ただし、理事会の同意を得て、副会長とならないことができる」を追加する改正を行う（定款第 43 条第 2 項）。

(2) 監事及び監事会の権限の明確化

- ① 監事の報告徴求及び調査権限を明確化する。（定款第 49 条第 2 項及び第 3 項）
- ② 監事会の権限を明確化する。（定款第 69 条第 3 項及び監事会規則第 8 条）
- ③ その他所要の整備を図る。（人事推薦合同委員会規則、監事会規則）

(3) 本協会の調達に関する規定の整備

- ① 平成 20 年 6 月 26 日付けで制定・施行した「理事会権限の総務委員会への一部委任について」（理事会決議）に定める事項を定款に規定する。

（定款第 56 条第 4 項及び第 5 項、第 64 条第 3 項及び第 4 項）

- ② 定款の改正に伴い、所要の整備を図る。

（定款施行規則第 19 条、総務委員会規則第 1 条及び第 3 条）

- ③ 定款の改正に伴い、「理事会権限の総務委員会への一部委任について」（理事会決議）を廃止する。

3. 施行の時期

平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成20年10月27日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
第 4 章 機 関 第 2 節 役 員 等 (会長及び副会長の選任) 第 43 条 (現行どおり) 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び 総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼 ねる場合を除き、副会長となる。 <u>ただし、理</u> <u>事会の同意を得て、副会長とならないことが</u> <u>できる。</u> 3 (現行どおり) (監事の職務) 第 49 条 (現行どおり) 2 <u>監事は、いつでも、理事及び執行役に対し</u> <u>て事業の報告を求め、又は本協会の業務及び</u> <u>財産の状況を調査することができる。</u> 3 <u>監事は、その職務を行うため必要があると</u> <u>きは、第 80 条第 3 項に定める会計監査人に</u> <u>対し、その監査に関する報告を求めることが</u> <u>できる。</u> 4 } (現行どおり) 5 }	第 4 章 機 関 第 2 節 役 員 等 (会長及び副会長の選任) 第 43 条 会員は、会員理事、公益理事又は常 任理事のうちから、総会の決議により、会長 1 人を選任する。 2 自主規制会議議長、証券戦略会議議長及び 総務委員会委員長は、会長がこれらの一を兼 ねる場合を除き、副会長となる。 3 会長は、理事会の同意を得て、常任理事の うちから副会長 2 人を選任することができる。 (監事の職務) 第 49 条 (省 略) (新 設) (新 設) 2 } (省 略) 3 }

新	旧
第 3 節 理 事 会 (理事会の権限) 第 56 条 } 2 } (現行どおり) 3 } <u>4 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、定款施行規則で定める調達に関する事項を決議する権限を総務委員会に、これらを執行する権限を総務委員会に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。</u> <u>5 理事会は、前 3 項により委任した事項について報告を求めることができる。</u> 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会 (総務委員会) 第 64 条 } (現行どおり) 2 } <u>3 総務委員会は、第 56 条第 4 項の規定により委任された事項を決議する。ただし、本協会の業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自らこれを行うことを妨げない。</u> <u>4 総務委員会は、第 56 条第 4 項の規定により委任された事項及び次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</u> 1 } 2 } (現行どおり) 9 }	第 3 節 理 事 会 (理事会の権限) 第 56 条 } 2 } (省 略) 3 } (新 設) <u>4 理事会は、前 2 項により委任した事項について報告を求めることができる。</u> 第 4 節 自主規制会議、証券戦略会議及び総務委員会 (総務委員会) 第 64 条 } (省 略) 2 } (新 設) <u>3 総務委員会は、次の各号に掲げる事項について理事会の諮問に応じ又は理事会に意見を述べることができる。</u> 1 } 2 } (省 略) 9 }

新	旧
5 } (現行どおり) 11 } 第 6 節 監事会 (監事会) 第 69 条 } (現行どおり) 2 } 3 監事会は、監査報告書を作成するとともに、<u>会計監査人の選任又は解任等の総会付議議案に関する同意及び監事の選任に関する同意並びに監事の職務の執行に関する事項について決議する。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。</u> 4 監事会の構成、運営等に関し必要な事項は「監事会規則」をもって定める。 第 5 章 会 計 (事業年度及び会計) 第 80 条 } (現行どおり) 2 } 3 <u>本協会に会計監査人を置く。</u> 付 則 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。	4 } (省 略) 10 } 第 6 節 監事会 (監事会) 第 69 条 } (省 略) 2 } (新 設) 3 <u>監事会は、監事の職務の執行に関する事項及び監事会の構成、運営等に関し必要な事項を、「監事会規則」をもって定める。ただし、監事の権限の行使を妨げることはできない。</u> 第 5 章 会 計 (事業年度及び会計) 第 80 条 } (省 略) 2 } (新 設)

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(関連)</u> <u>第 19 条</u> 定款第56条第 4 項に規定する調達とは、本協会が、資産の取得、賃借若しくはリースに係る契約又は役務の提供に係る契約により、資産又は役務の提供を受けることをいう。 付 則 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。	(新 設)

「総務委員会規則」の一部改正について

平成20年10月27日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(目的) 第 1 条 この規則は、<u>定款第64条第11項</u>の規定に基づき、総務委員会等（総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 (委員) 第 3 条 <u>定款第 64 条第 6 項</u>に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。 2 ゝ 4 } （ 現行どおり ） (財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員（会員支配会社の役員又は従業員を含む。）、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 <u>12 人以内</u>で構成する。 2 3 } （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。	(目的) 第 1 条 この規則は、<u>定款第64条第10項</u>の規定に基づき、総務委員会等（総務委員会及び総務委員会に置く財務分科会をいう。以下同じ。）の構成、運営等に関し必要な事項を定める。 (委員) 第 3 条 <u>定款第 64 条第 5 項</u>に規定する会員代表者に準ずる者には、「定款の施行に関する規則」第 3 条第 3 項に規定する会員支配会社（会員に係るものに限る。以下同じ。）の役員又は従業員を含むものとする。 2 ゝ 4 } （ 省 略 ） (財務分科会) 第 12 条 財務分科会は、総務委員会の委員、会員代表者、特別会員代表者、会員の役員若しくは従業員（会員支配会社の役員又は従業員を含む。）、特別会員の役員若しくは従業員又は学識経験者のうちから選任する委員 <u>11 人以内</u>で構成する。 2 3 } （ 省 略 ）

「監事会規則」の一部改正について

平成20年10月27日

(下線部分変更)

新	旧
(目的) 第1条 この規則は、定款第69条第4項の規定に基づき、本協会の監事会に関して必要な事項を定める。 (開催の時期) 第3条 } (現行どおり) 2 } (議長及び招集者) 第4条 監事会は、その決議により監事の中から議長を定める。 2 監事会は、議長が招集する。ただし、他の監事が招集することを妨げない。 (監査方針等の策定) 第6条 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算、その他監事の職務を遂行するうえで必要と認め<u>る事項について</u>、監事会において策定する。 (監事会に対する報告) 第7条 監事は、自らの職務執行状況について監事会に随時報告するとともに、<u>監事会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。</u> 2 (現行どおり) 3 監事会は、必要に応じて、<u>会計監査人又は役員等若しくはその他の者に対し、報告を求めることができる。</u> 4 前3項に関して、<u>監事、会計監査人、役員等若</u>	(目的) 第1条 この規則は、定款第69条第3項の規定に基づき、本協会の監事会に関して必要な事項を定める。 (監事会の時期) 第3条 } (省略) 2 } (招集者及び議長) 第4条 監事会は<u>あらかじめ招集者を定めることができる。ただし、他の監事が招集することを妨げない。</u> 2 議長は、前項本文の規定に基づき<u>あらかじめ定められた招集者が務める。</u> (監査方針等の策定) 第6条 監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担及び監査費用の予算、その他監事の職務を遂行するうえで必要と認め<u>た事項は、監査開始にあたり、</u>監事会において策定する。 (監事会に対する監事の報告) 第7条 監事は、自らの職務執行状況について監事会に随時報告するとともに監事会の求めがあるときはいつでも報告しなければならない。 2 (省略) (新設) (新設)

新	旧
<u>しくはその他の者が、監事全員に対して監事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監事会に報告することを要しない。</u> （ 削 る ） （報告に対する措置） 第8条 監事会は、次に掲げる報告を受けた場合には、必要な調査を行い、状況に応じ適切な措置を講じる。 1 <u>役員等からの本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告</u> 2 <u>会計監査人からの役員等の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告</u> （ 削 る ） （監査報告書の作成） 第9条 監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。 2 監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ<u>定款第69条第3項に規定する監査報告書</u>を作成する。 3 <u>各監事において異なる意見がある場合であって、かつ、当該監事の求めがあるときは、監事会は、当該監事の意見を前項に規定する監査報告書に付記するものとする。</u> 4 <u>第2項に規定する監査報告書には各監事が署名押印する。常任監事は常任である旨を記載する。</u>	（会計監査人、役員等からの報告） 第8条 監事は、必要に応じて監事会において、<u>会計監査人又は役員等若しくはその他の者から報告を受けることができる。</u> （特別の報告に対する措置） 第9条 監事会は、役員等から本協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その調査の要否を協議する。 （ 新 設 ） （ 新 設 ） 2 <u>監事会は、会計監査人から役員等の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、その調査の要否を協議する。</u> （監査報告書の作成） 第10条 監事会は、役員等から計算書類等を、会計監査人から監査報告書等を受領する。 2 監事会は、監査報告書記載事項等について監事の報告を受け、協議のうえ監査報告書を作成する。 3 <u>異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。</u> 4 監査報告書には各監事が署名押印する。常任監

新	旧
(会計監査人の選任又は解任等に関する同意) 第10条 監事会は、<u>会計監査人の選任若しくは解任又は不再任に関する総会付議議案の同意</u>について決議する。 2 前項において、<u>会計監査人の解任に関する議案の同意</u>については、<u>監事全員一致の決議</u>による。 (監事の選任に関する同意) 第11条 監事会は、<u>監事の選任に関して、人事推薦合同委員会が推薦を行おうとする候補者の同意</u>について決議する。 (監事の職務遂行に関する事前協議) 第12条 (現行どおり) (監事録) 第13条 } (現行どおり) 2 } (監事監査規程) 第14条 <u>監事会及び監事の監査に関する事項は、法令又は定款若しくはこの規則に定める事項のほか、別に定める監事監査規程による。</u> 付 則 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。	事は常任である旨を記載する。 (会計監査人の選任・解任等に関する手続き) 第11条 <u>会計監査人の選任若しくは解任すること又は再任しないことに関する総会付議議案</u>について決議する。 2 前項において、<u>会計監査人を解任する場合は、</u>全員一致の決議による。 (監事の選任に関する同意) 第12条 監事の選任については、<u>人事推薦合同委員会は監事会の同意を得て候補者を推薦し、その推薦に基づき理事会が決議したうえで、会員監事については会員選挙を行い、総会においてその結果を報告、また、常任監事については総会において選任する。</u> (監事の職務遂行に関する事前協議) 第13条 (省 略) (監事録) 第14条 } (省 略) 2 } (新 設)

「人事推薦合同委員会規則」の一部改正について

平成 20 年 10 月 27 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(構成) 第 3 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>人事推薦合同委員会は、前項に定める推薦のうち、会員監事及び常任監事の候補者については、監事会が同意した者を推薦するものとする。</u> 付 則 この改正は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。	(構成) 第 3 条 人事推薦合同委員会は、会長、第 10 条に規定する自主規制会議人事推薦委員会を構成する者及び第 14 条に規定する証券戦略会議人事推薦委員会を構成する者を委員として構成する。 2 人事推薦合同委員会は、会長、公益理事(自主規制会議議長を除く。)、会員理事(証券戦略会議議長を除く。)、会員監事、特別会員理事、常任理事及び常任監事並びに総務委員会委員の候補者を推薦し、理事会に意見を述べることができる。 (新 設)